

大椎台自治会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は会員相互の連絡、環境整備、各施設の維持管理を図り、地域的共同活動を行うことにより、良好な相互連帯と親睦を深め、より良い隣人として互いに協力し、地域社会の発展を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会の名称は大椎台自治会と称する。

(区 域)

第3条 本会の区域は、千葉市緑区大椎町1188番地-1から1188番地-380、1199番地-1から1199番地-262、1199番地-287、1229番地-1から1229番地-250、1251番地-1から1251番地-327、1251番地-380、1251番地-384から1251番地-389、1299番地-3、1301番地-4、1302番地-6、千葉市緑区大木戸町100番地-6、112番地-7、112番地-8、1249番地-3、千葉市緑区大椎町1303番地-3から、1303番地-16、1304番地-2、1304番地-28 から1304番地-30、1302番地-3から1302番地-9、1198番地-6、1302番地-14から1302番地-16、1304番地-6、千葉市緑区大木戸町101番地-12の区域とする。

2. 前項の区域内の隣接する土地の主要道路が大椎台側に接する公道（私道を含む）に面し、その区画を占領する者が希望する区画とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は下記住所に所在の自治会館に置く。

千葉市 緑区 大椎町 1199-262

(事 業)

第5条 本会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡および親睦
- (2) 美化・清掃等区域内の環境及び衛生の整備ならびに保全
- (3) 自治会施設の維持管理
- (4) 防犯・防災の協力
- (5) 慶弔時の参加
- (6) 社会福祉の啓蒙
- (7) その他前各号に付帯する事業。又、本会の目的を達成するに必要とされる事業。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

なお、本会における権利義務は世帯単位とする。

(入会及び退会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会の

意思を「入会申込書」に記入しブロック委員に提出し役員会の承認を得て会長がこれを認める。

2. 本会は前項の入会申し込みがあった場合に、正当な理由なくこれを拒んではならない。
3. 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。
 - (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人により所定の脱会届が会長に提出された場合
 - (3) 会員が死亡または失踪宣告を受けた場合

(構成)

第8条 本会は地区を適当なブロックに分け、1ブロック構成単位戸数を原則として10戸以上とし、10戸未満の場合は隣接ブロックに併合するものとする。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名

2. 前項(2)の定員数は、総会の承認をもって増員することができる。

(役員を選出)

第10条 役員は、立候補者として役員選出管理委員会に届け出のあった会員の中から、総会において出席者により選出する。なお、役員選出管理委員会の運営等については、別に定める役員選出管理委員会規定によるものとする。

2. 会長その他役職は役員間でその分掌を定め総会の承認を得るものとする。なお、監事はその他役員を兼務できない。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。但し、3年を限度とする。なお、任期終了時、確実に業務を引き継げる体制を役員会として確保することとする。任期の終期は当該年度の定例総会の終了に至った時とする。

(役員職務)

第12条 会長は本会を代表し、総会および役員会を招集し、役員会の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐する。また書記、総務、文化活動の担当役員を分担するとともに、防犯交通空家対策部、広報部、厚生部の部長を分担するものとする。会長に事故ある時は総務担当副会長がその職務を代行する。

なお、書記は総会および役員会の議事ならびに本会の活動に関する主要事項を記録する。総務は、企画、庶務、慶弔、対外折衝、自治会館など施設管理運営を担う。文化活動は、社会体育の振興、納涼大会など催物の企画運営等とする。

3. 会計は金銭の出納および収支の記帳ならびに帳票の保管を行い、決算書、予算書の作成を行う。
4. 監事は次に掲げる業務を監査する。
 - (1) 本会の会計および資産の状況を監査する。
 - (2) 会長、副会長ならびにその他の役員の業務の執行状況を監査する。
 - (3) 会計および資産の状況または業務執行について不正の事実を発見したときには、これを総会に報告する。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求することができる。

第4章 ブロック委員

(ブロック委員の選出)

第13条 各ブロックより、原則として、女性委員1名、男性委員1名を選出する。ただし、ブロックの構成単位戸数が18戸以下の場合には、性別を問わず委員を1名とすることができる。

健康上等の特別の理由により、ブロック委員の役務の遂行が困難である旨の申し出があった場合は、当該ブロックにおいて協議し、その会員を除いて委員の選出を行う。

2. ブロック委員は、本会活動にあたり必要な場合には、当該ブロックの会員を招集し、ブロック会議を開催することが出来る。

(ブロック委員の任期)

第14条 ブロック委員の任期は一年とする。但し、再任を妨げるものではなく、その期間は2年を限度とする。任期の終期は当該会計年度の定期総会の終了に至った時とする。

第5章 組織

(専門部)

第15条 本会に次の専門部を置き、それぞれの業務を分掌する。

- (1) 厚生部・・・各種検診、公園管理、ゴミ収集に関すること、集団回収等の実施および社会福祉行事への参加
- (2) 広報部・・・自治会便り、回覧物の回付、運営上の通知事務等
- (3) 防犯交通空家対策部・・・防犯、防犯灯の管理、(不在地主への)除草催促、空家の状況の把握、放置自転車など環境整備

(顧問・相談役・特定委員)

第16条 本会に顧問、相談役、特定委員を置くことができる。

2. 顧問は前年度役員の中から必要に応じて若干名を選出し、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
顧問は、新年度役員との相談を受け指導助言する。
3. 相談役は、会員の中から必要に応じて選出し、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

相談役は、必要に応じて、役員会において意見を述べることができる。

4. 特定委員は、総会の承認を得て選任され、自治会外部の団体委員等の特定の業務について本会を代表する。

特定委員の任期は一年とする。但し再任を妨げない。

選任された特定委員は、その活動状況を、役員会に報告しなければならない。

(事務担当)

第17条 本会に事務担当を若干名置く。

2. 会長は、役員会の承認を得て、会員の中から事務担当を委嘱する。

3. 事務担当は、総務担当役員の指揮に従い、本会の業務の遂行を補佐する。

第6章 総 会

(総会の種類)

第18条 本会の総会は定期総会および臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第19条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権限)

第20条 総会は本会の最高議決機関で、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する次の各事項を議決する。

- (1) 収支予算ならびに決算
- (2) 事業計画
- (3) 役員決定
- (4) 規約の変更
- (5) 解散
- (6) そのほか役員会において必要と認める事項

(総会の開催)

第21条 定期総会は毎年度決算終了後2カ月以内に開催する。

2. 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 第12条第(4)項第(4)号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第22条 総会は会長が招集する

2. 会長は第12条第(4)項第(4)号の規定により監事から開催の請求があったとき、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない
3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する

2. 議長は出席者全員の承認を得て書記を選出することができる

(総会の定足数)

第24条 総会は委任状を含め議決権を有する会員の2分の1以上の出席により成立する
(総会の議決)

第25条 総会の議事はこの規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、
可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第26条 会員は総会において各々1箇の議決権を有する。

議決にあたっては世帯の代表者に委任することができる。

議決権を行使する場合は、会費を納めている世帯の、原則として成人があたるものとする。

(総会書面議決等)

第27条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員はあらかじめ通知された事項
について書面をもって議決することができる。

2. 前項の場合における第23条および第24条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 会員の現在数および出席者数(書面表決者ならびに表決委任者を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項および議決事項
 - (4) 議事の経過の概要およびその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 役員会

(役員会の構成)

第29条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

但し、監事は役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の権能)

第30条 役員会は総会に次ぐ議決機関で本会に必要な次の議案の審議にあたる。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (4) 収支予算案ならびに決算案に関する件
 - (5) 規約の変更、解散に関する件
 - (6) その他本会の運営事項
2. 本会の運営に関して、会長の諮問機関として、役員会の承認を得て、別途諮問委員会を編成することができる。
諮問委員会の活動状況については、適時、役員会に報告しなければならない。

3. 本会活動の支援あるいは特定の事業の遂行のため、本会の下にその実行組織として、総会の承認を得て、別途専門委員会を編成することができる。
専門委員会の組織、運営については、役員会において別に定める。
専門委員会の活動状況については、適時、役員会に報告しなければならない。
4. 会長は、必要があると認めるときは、顧問、相談役、諮問委員会委員長、専門委員会委員長を役員会に出席させることができる。

(役員会の招集等)

第31条 役員会は会長が必要と認めるとき招集する。

2. 会長は役員¹の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって少なくとも3日以内に通知しなければならない。

(役員会の議長)

第32条 役員会の議長は会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第33条 役員会には第22条、第23条、第25条ならびに第26条の規定を準用する。

この場合において、これら規定中「総会」とあるのは「役員会」、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費および入会金
- (3) 本会の運営活動により生ずる収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 共有施設の使用料
- (6) その他の収入（補助金、寄付金等）

(会費)

第35条 会員は総会に於いて別に定めるところにより会費等を納入しなければならない。

一旦納入した会費は理由の如何を問わず返還しない。

(資産の管理)

第36条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

但し、日常の出納業務は会計が執行する。

2. 財産目録に記載された資産は、会員の退会およびその他会員の個人的な理由があっても分与しない。

(資産の処分)

第37条 本会の資産で第32条第1項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを

処分し又は担保に供する場合は総会の議決を要する。

(経費の支弁)

第38条 本会の運営経費は資産をもって支弁する。

(資産権利の失効)

第39条 本会を退会した場合は本会の権利をすべて失うものとする。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事業計画および予算)

第41条 本会の事業計画および予算は役員会が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決されるまでの間は会長は前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告および決算)

第42条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等としてこれを作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2カ月以内に総会の承認を受けなければならない。

第9章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第43条 本規約の変更は総会において本会の会員のうち議決権のある会員の4分の3以上の賛成を得るとともに、千葉市長の認可を得なければならない。

(解散)

第44条 本会は地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2. 本会が総会の議決にもとづいて解散する場合は、本会の会員のうち議決権のある会員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(清算)

第45条 本会が前条の定めるところにより解散するとき、本会が有する財産については総会において本会の会員のうち議決権のある会員の4分の3以上の賛成を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

その他本規約、本条に定めなきことは地方自治法、民法等その他関係法・政令の定めるところを尊重し、従うものとする。

(備付帳簿・書類)

第46条 本会は規約、会員名簿、認可および登記に関する書類、総会および役員会の議事録、会計帳簿、財産目録等所有資産の現況を示す書類、その他本会の運営に必要とされる書類、帳簿の類を備えておかねばならない。

2. 前条に定める各種帳簿ならびに書類は原則として本会の事務所に保管するものとする。

(委任)

